

アメリカの失業保険改正

(アメリカ)



アメリカでは、失業保険制度の改正が計画されており、10月1日に労働長官 George P. Shultz は連邦議会の財務委員会で、その改正に関する1969年の雇用保障改正案(H. R. 12625号)を説明した。その説明で、彼は失業保険を改正し、かつ強化するために、政府が用意した法案を通過させる必要があることを強調して、支持を要請した。財務委員会において彼が述べた説明の要約は、以下のとおりである。

Shultz 長官の説明では、現行制度が引用され、その欠点が示されて、失業保険がアメリカの経済安定に対する重要な要素であり、かつ、労働力政策のある重要な側面をもってい

るという観点から、失業保険が次のように評価されている。すなわち、失業保険は、通常ならば被用者として雇用されている賃金労働者に対し、失業期間中に財政的援助を行なう第一義的手段である。また、全労働力の約80%は他人のために労働しているが、失業はこれらの被用者だけでなく、社会全体にとって脅威となる。したがって、失業保険は失業者を含めた労働者、使用者、および一般大衆などすべての人びとに対して利益を与え、また、彼らは改善された制度からより有利な利益を得ることになる。

ところで、過去30年にわたり、失業保険制度の果してきた役割が指摘され、この制度がもつ価値は十分に証明されてきたが、現行制

度は脆弱だったので、いまや、この制度は正しい方向に改正されるべきである。その改正の方向について、(1) 適用対象のギャップを狭くすること、(2) 高い失業率の期間に連邦全土にわたって実施される給付制度を実施すること、(3) 給付を支払うか、あるいは拒否する条件について、若干の批判を行なうこと、(4) 財政方式における赤字を少なくすること、および、(5) 労働長官による発見について、法律的な再検討を行なえるようにすることの点に焦点が絞られていた。

これらのうち、(1)について、適用対象のギャップを狭くする方向が目指されてきたが、そのテンポの遅かったことが指摘され、勧告では、未適用労働者への適用拡大により、現在適用対象から除外されている人びとのうち、約3分の1が減少されることになる。法案によれば、1・4半期に賃金支払総額が300ドル以上の使用者を適用対象に含めることにより、また、年間20週就労している労働者4人以上を雇用する農場をカバーすることにより、さらに、農業労働者の定義を改正することにより、適用の拡大が企図されている。こ

これらの改正により、約230万人の労働者が、新しく適用対象に加えられるであろう。

給付の改善(2)では、1961年に臨時拡大失業補償制度が採用されたが、これは失業率の高い場合に実施される制度で、今回の法案にもこれと同様な仕組みが採用されており、両者の主要な相違は、財源調達である。法案によれば、1972年から0.4%の純連邦税のうち6分の1を蓄積して、財源が調達されることになる。この仕組みでは、被保険者の全国的な失業率が、引続き3カ月間4.5%となれば、この拡大された給付制度が実施される。この制度は13週以上、すべての州で実施され、その期間は、被保険者のうち、仕事のない者の占める比率が4.5%以下となり、しかも失業保険の給付を受給し尽してしまった人びとの3カ月間における総数が、カバーされた被用者の1%以下となるまでとされる。

連邦失業税法で規定された賃金について、法案には、課税対象とされる賃金最高額の引上げが含まれている。現在の最高額では、連邦全域の賃金支払状況からみれば、約48%が課税対象となっている。しかし、一部の使用

者では90%の部分が課税対象とされるのに、他の使用者は10%に相当する部分だけが課税対象となっており、現在の最高額は不適切である。したがって、最高額の引上げでは、1972年と1973年に現行の年額3,000ドルから4,800ドルに、また1974年に6,000ドルに最高額が引き上げられることになっている。この改正に対する準備の予測では、1974年における6,000ドルは、カバーされた雇用の平均賃金の約80%に当たり、賃金支払総額の65%が課税対象に含まれると思われる。1974年以後では、賃金水準の変化によって最高額の修正が必要になったときはいつでも、労働長官に適切な改正を勧告することになるであろう。

その他の改正として若干の事項が含まれているが、たとえば、従来では、資格取得条件に賃金の金額が要求されていたが、その方式を廃止して、所定の期間を用いる方式が採用されるであろう。すなわち、最低15週の雇用期間が受給資格取得に用いられることになる。また、2州では、ストライキ中の労働者にも失業者給付の支給が認められていたが、この給付方式は中止させられるであろう。

要するに、今回の政府案は、賃金労働者の統合的なカバー、経済状態に対する制度の自動的調整、および、健全な賃金支払税方式の財源調達を目標としている。

なお、議会に提出された文書では、以上の説明の後に、改正案の条文が示され、さらに、最後には、改正案の条文に関する詳細な解説が加えられている。

(Statement of Secretary of Labor George P. Shultz, *Employment Security Amendments of 1969*, October 1, 1969)

(平石長久 社会保障研究所)